防衛大臣直轄部隊
学校
補給処
教育訓練研究本部
補給統制本部
海上自衛隊
自衛艦隊［自衛艦隊司令官、自衛艦隊司令部、直轄部隊］
護衛艦隊［護衛艦隊司令官、護衛艦隊司令部、直轄部隊］
航空集団［航空集団司令官、航空集団司令部、直轄部隊］
潜水艦隊［潜水艦隊司令官、潜水艦隊司令部、直轄部隊］
地方隊４［地方総監、地方総監部、直轄部隊］
＜横須賀、舞鶴、佐世保、呉＞
教育航空集団［教育航空集団司令官、教育航空集団司令部、直轄部隊］
練習艦隊［練習艦隊司令官、練習艦隊司令部、直轄部隊］
防衛大臣直轄部隊
学校
補給処
補給本部
航空自衛隊
航空総隊［航空総隊司令官、航空総隊司令部、直轄部隊］
航空方面隊４［航空方面隊司令官、航空方面隊司令部、直轄部隊］
＜北部、中部、西部、南西＞
航空団７［航空団司令、航空団司令部、直轄部隊］
＜第二、第三、第五～第九＞
航空支援集団［航空支援集団司令官、航空支援集団司令部、直轄部隊］
航空教育集団［航空教育集団司令官、航空教育集団司令部、直轄部隊］
航空団２［航空団司令、航空団司令部、直轄部隊］
＜第一、第四＞
航空開発実験集団［航空開発実験集団司令官、航空開発実験集団司令部、直轄部隊］
防衛大臣直轄部隊
学校
補給処
補給本部
陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊
統合作戦司令部
統合作戦司令官
陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の機関
学校
病院
地方協力本部
情報本部
防衛監察本部
防衛監察監
駐留軍等再編関連振興会議

Ｅ地方支分部局
地方防衛局８［地方防衛支局、地方防衛事務所、出張所］
＜北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄＞
防衛施設地方審議会８

２外局
防衛装備庁
防衛装備庁長官
防衛技監

Ａ内部部局
長官官房［装備官４、審議官、参事官、総務官、人事官、会計官、監察監査・評価官、装備開発官４、艦船設計官］
装備政策部［装備政策課、国際装備課、装備保全管理課］
プロジェクト管理部［プロジェクト管理総括官３、事業計画官、事業監理官５、装備技術官３］
技術戦略部［革新技術戦略官、技術戦略課、技術計画官、技術振興官］
調達管理部［調達企画課、原価管理官］
調達事業部［調達総括官、需品調達官、武器調達官、電子音響調達官、艦船調達官、航空機調達官、輸入調達官］

Ｂ審議会等
防衛調達審議会

Ｃ施設等機関
航空装備研究所
陸上装備研究所
艦艇装備研究所
新世代装備研究所
防衛イノベーション科学技術研究所
千歳試験場
下北試験場
岐阜試験場

注
１　本表は、内閣府設置法第２条に規定する内閣府、同法第48条に規定する宮内庁並びに同法第49条に規定する委員会及び庁、デジタル庁設置法第２条に規定するデジタル庁、復興庁設置法第２条に規定する復興庁並びに国家行政組織法第３条第２項に規定する省、委員会及び庁について記載したものである。
２　本表に掲げるもののほか、次の組織が設置されているが、これらの組織については、原則として記載を省略している。
⑴　内閣府設置法第14条の２、復興庁設置法第10条の２及び国家行政組織法第17条の２の規定に基づき、内閣府、復興庁及び各省に置くことができるとされている大臣補佐官
⑵　国家行政組織法第19条第１項等の規定に基づき各省及び宮内庁に置かれている秘書官（なお、内閣総理大臣並びに内閣総理大臣及び各省大臣以外の各国務大臣に附属する秘書官は、内閣官房に置かれている。）
⑶　国家行政組織法第21条第１項等の規定に基づき委員会の事務局並びに局、部、課及び室に置かれている事務局長並びに局長、部長、課長及び室長
⑷　法律等の規定に基づき個別に設置されている審議会等、施設等機関、特別の機関その他の機関の長
３　複数設置されている組織については、原則として名称の右に設置数を記載している。
４　官房、局等に置かれている組織（これらに相当する組織を含む。）については、原則として、官房、局等の右に［　］書きで組織の名称を記載している。
５　地方支分部局等のうち、おおむねブロックごとに置かれている組織等については、＜　＞書きで個別名称を記載している。また、各段階の組織に支所・出張所等が置かれている場合には、組織名の右に［　］書きで支所・出張所等の名称を記載している。

○総務省告示第三百九十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十二年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

令和七年十二月十五日

総務大臣　林　芳正

１　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
１	⑴　東京都千代田区霞が関１―２―２　(129.50) ⑵　東京都港区海岸１―５―20　(133.30)	北緯35度40分24秒東経139度45分10秒の地点と北緯35度40分17秒東経139度45分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度40分09秒東経139度45分14秒の地点と北緯35度39分13秒東経139度45分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
２	⑴　千葉県柏市藤ヶ谷1614―１　(68.00) ⑵　千葉県松戸市五香六実17　(62.00)	北緯35度47分54秒東経140度00分29秒の地点と北緯35度47分48秒東経140度00分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域